



お元気ですか！ 志村 たかよし です

第722号 2014年12月14日

日本共産党中央区議団

中央区 築地 1-1-1
電話 3546-5563
FAX 3546-9570

中小企業・業者への支援強化を 「小規模企業振興基本法」をいかした施策を



区議会ホームページで私の一般質問が聞けます。

今年6月、「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」が成立しました。

この法律は、従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業が地域経済の支え手として、また、雇用の担い手として大きな役割を発揮していることに着目し、事業の持続的発展を支援する施策を、国・地方公共団体などが連携して講じるよう求める内容となっています。

そこで私は「小規模基本法」を区の施策にいかすため、区長に質問しました。

中小企業基本条例は今のまま

私は「基本計画」の「4つの目標」（下枠内参照）に基づき、小規模事業者の声や要望を聞くなどして「中央区中小企業の振興に関する基本条例」を充実・改正させることを求めましたが、区長の答弁は「現時点において改正する必要はない」と消極的なものでした。

地域特性に応じた施策の策定についても区長は消極的

小規模な事業所は、地域で雇用の場を提供していると同時に、地域経済循環の役割やお祭り、消防団活動などもふくめ、地域の伝統や文化も含めたコミュニティーを支える役割も発揮しています。

地域経済の担い手であり、地域社会の支え手でもある小規模事業者を支援することは、地方自治体にとっても意義のあることです。

私は「基本計画」が自治体に求めている「地域の特性に応じた施策を策定し、効果的・重点的実施を図る」ためどのような努力をし

「小規模基本法」に基づき、7月には「小規模企業振興基本計画（基本計画）」が閣議決定されました。「基本計画」には「4つの目標」として、

- ① 需要の創造・掘り起こし
- ② 小規模企業の人材確保・育成を強化し、誰もが小規模企業で働きやすい地域社会の実現
- ③ 小規模企業とともに持続・発展する地域づくり
- ④ 成果を出す支援体制の構築

が定められ、地方自治体に「より地域に密着した立場として、基本計画を踏まえ、地域の特性に応じた施策を策定し、効果的・重点的実施を図る」ことなどを求めています。



ているのか質問しました。

区長は「新たな販路拡大、起業家塾、技術者高度研修助成など、すでに効果的な施策を実施している」と述べるにとどまりました。

これまでの区の施策をさらに充実させるために、区が「地域の特性に応じた施策」を策定し、どのように「効果的・重点的实施を図る」かについての踏み込んだ答弁はありませんでした。

【第四回定例会 質問項目】

- 1、暴走する安倍政権がすすめる「亡国の政治」について
- 2、安倍政権の悪政から区民を守る行政の役割について
- 3、「小規模企業振興基本法」をいかにした施策について
- 4、中央区都市整備公社とNPO「築地食のまちづくり協議会」の関係について
- 5、築地市場「移転」問題について
- 6、中央区のまちづくりの問題点について
- 7、教育委員会改革について

小規模事業者の立場に

立ちきれない区長

また、小規模事業者に有効な情報や行政の支援体制などの情報提供の改善や申請や書類手続きの簡素化や合理化、税負担の軽減とともに、赤字の中小企業からも、容赦なく税金を徴収しようという外形標準課税の導入は中止するよう国に求めるべきと提案しました。

区長は「ガイドブックを発行し関係団体等に配布している。申請手続き等についても簡素化・平易化に努めている」と答弁し、外形標準課税の拡大については、「国において検討が行われている。動向を注視していく」と傍観者的な答弁でした。



個別におこなう悉皆調査を拒否

すべての中小企業を対象にする悉皆（しつぱい）調査を区職員によつて行い、意見や要望などを聞くとともに具体的な支援策を講じることが重要だと指摘しました。

区長は「商工相談や商店街連合会・工業団体連合会・商工会議所等の関係団体との意見交換の場など、あらゆる機会を活用しながら意見・要望を聞き、必要と判断した場合には具体的な支援策を検討する」とこれまでと同じ答弁でした。

「公契約条例」制定も拒否

区が発注する工事や事業に従事する労働者の賃金などの労働条件の把握と向上を目的とする「公契約条例」は各区での策定が進み、10月には世田谷区で制定されました。

私は、中央区での制定に向けて、経営者や労働者、社労士会などの専門家や有識者などの協議を提案しましたが、区長は「自治体間

で定める最低賃金や労働条件の不均衡を生じるなどの課題が多い。国において統一的な法整備が必要」と、世の流れを無視した従来からの答弁のままでした。

中央区には、有名なブランドや大企業の本社も多くありますが、小規模事業所も数多くあります。それにしても中央区の中小零細企業への支援は、他の区と比べて貧弱です。

支援策に消極的な区長を批判

今回、「小規模基本法」の成立をうけ、すこしは、前向きな答弁があるかなと期待もしたのですが、残念ながらありませんでした。

現場からの声をもっと上げていかなければならないでしょう。

私は論戦の最後に、「安倍政権の悪政で苦勞している事業者に対し、いま支援しなければいつ支援するのか。何十年もがんばってきた商店や事業所が倒産してから行政が手をうったとしても、その時はもう遅いではないか」と区長をきびしく批判しました。